

第 12 次長浜市交通安全計画 概要

第 11 次長浜市交通安全計画からの課題
(長浜市の特

- 高齢者の交通死亡事故の割合が高い → 全死者のうち 56.3% (県 52.5%)
- 交差点での事故発生割合が高い → 事故件数の割合 41.3% (県 54.9%)
- 歩行者及び自転車乗用者の交通死亡事故の割合が高い → 37.5%
- 全国で悲惨な事故に子どもが巻き込まれている → 子どもの安全確保の再確認

第 12 次
長浜市
交通安全
計画

～ 交通事故の
ない安全・安心
な長浜市を目指
して ～

- 計画の趣旨 交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の第 12 次交通安全計画に基づき定める、市の区域における陸上の交通安全に関する大綱
- 計画の性格 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 計画の期間 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間
- 理 念 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故防止に取り組み、特に命に係わる重大な事故の減少を推進し、究極的には交通事故のない長浜市を目指します。

目標 令和 12 年までに 交通事故 24 時間死者数…3 人以下/年 (11 次平均…3.2 人)
交通事故重傷者数…19 人以下/年 (11 次平均…26.2 人)

第 1 章 道路交通の安全

【重視すべき視点 (第 3 節 I)】

1. 高齢者を交通事故から守ると共に交通事故を起こさないための総合的な対策
2. 子どもの移動経路における安全対策の推進
3. 歩行者の安全確保のための意識変容
4. 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
5. 外国人の交通安全対策の推進
6. 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保
7. 特定小型原動機付自転車等の小型モビリティに関する対策の推進
8. 先進技術の活用推進
9. 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
10. 地域が一体となった交通安全対策の推進

※下線は市として特に重視すべき視点

【施策の柱 (第 3 節 II)】

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 交通事故被害者支援の充実と推進

【主な施策 (第 3 節 II)】

- 高齢運転者支援と地域の見守り活動の支援
- 通学路交通安全プログラムに基づく合同点検
- 横断歩道の安全確保(歩行者優先の啓発)
- 自転車の法令遵守の徹底と通行環境の整備
- 多言語対応による交通ルールの周知・啓発(外国人)
- ゾーン 30 等による面的な速度抑制対策
- 特定小型原付の交通ルール周知・安全教育
- 先進安全自動車(ASV)の普及促進
- ビッグデータの活用による事故の未然防止
- 交通安全推進員等と連携した活動の推進

赤字：県市とも新規 青字：県市とも前計画より強化 緑字：市独自の施策

第 2 章 鉄道交通等における安全

【鉄道事故のない長浜市を目指して (第 1 節)】

- 1 鉄道事故の状況

【鉄道交通等における交通の安全についての対策 (第 2 節)】

- 1 鉄道交通に関する安全施策
- 2 踏切道における交通に関する安全施策

第 3 章 計画の推進に向けて

【推進体制】

- 1 すべての関係機関等が連携した交通安全の推進
- 2 庁内推進体制の充実